

家庭の省エネサポート事業者 募集要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「家庭向け省エネアドバイザー制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、長崎県（以下「県」という。）が実施する「家庭向け省エネアドバイザー制度」（以下「本制度」という。）において、業務の中で家庭と接する機会に、省エネアドバイザーをしていただく「家庭の省エネサポート事業者」（以下「省エネサポート事業者」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定める。

(募集要件)

第2 省エネサポート事業者の認定を受けようとする事業者は、次の(1)から(3)の要件を満たす必要がある。

(1) 事業計画書等の提出

次のアからオに掲げる書類を知事に提出すること。

ア 家庭向け省エネアドバイザー事業参加申込書（実施要綱様式第1号）

イ 次の(ア)から(カ)に掲げる事項の遵守に係る誓約書

(ア) 法令の遵守等

- ア 省エネサポート事業者は法令を遵守し、誠実に責務を果たすこと。
- イ 省エネサポート事業者は、本事業の実施に当たって不明な点や解釈に疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。
- ウ 省エネサポート事業者は認定後、予測できなかった社会情勢の変化、利用者数の多寡等が生じ、本事業の内容や提供方法等に変更が必要な場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。

(イ) 省エネアドバイザーに係る安全性の確保

省エネサポート事業者は、省エネアドバイザーの中の様々な事故による省エネアドバイザーの負傷など賠償責任等が生じた場合に対応できるよう、保険への加入を行う等、省エネアドバイザーの安全性を確保するための措置を適宜講じること。

なお、家庭における省エネアドバイザーの際に生じた省エネアドバイザーの負傷や賠償責任等については、省エネサポート事業者が一切の責任を負うこと。

(ウ) 委託の禁止

省エネサポート事業者は、本事業の全部または主要な部分について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

(エ) 県及び県地球温暖化防止活動センター実施事業への協力

省エネサポート事業者は、本事業に係る責任者を明確にし、本事業の運営にかかる県との連絡調整等に参加するとともに、県及び県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業を理解し事業運営に協力すること。

(オ) 個人情報の保護

省エネサポート事業者は、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(カ) 省エネアドバイザーを受診した家庭の安全性の確保

省エネサポート事業者は、省エネアドバイザーの際に生じた不慮の事故による受診者の負傷など賠償責任等が生じた場合に対応できるよう、保険への加入を行う等、安全性を確保するための措置を適宜講じること。

なお、受診者の負傷や賠償責任等については、省エネサポート事業者が一切の責任を負う

こと。

ウ 申込者の事業概要が分かる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

エ 次の(ア)から(エ)に掲げる内容を含む事業計画書（実施要綱で定める様式）

(ア) 省エネアドバイスの方法の設定

省エネサポート事業者は、次の事項を踏まえたうえで、省エネアドバイスの方法を設定すること。

a 省エネサポート事業者は、省エネ等に関するノウハウを持つとともに、家庭と接する機会（法定点検、反復的な商品配送等により訪問する機会）を有しているエネルギー供給事業者又は電気機械器具の小売事業者であり、その業務基盤を通じた省エネアドバイスを行うこと。

b 各家庭と接する機会に、省エネアドバイスをを行うこと。

＜省エネアドバイスの標準的方法＞

・省エネアドバイス

ながさきデコ活～省エネのすすめ～を配布し、省エネ等の提案・助言を実施する。

・うちエコ診断 WEB サービス

環境省が提供している家庭向けの温暖化対策診断サービス「うちエコ診断 WEB サービス（自己診断）」の実施を案内する。

※ 家庭における省エネの対策のさらなる推進を目的に実施する取組は妨げない。省エネアドバイス等において使用する書類・機材（県が提供する配布物を除く。）の用意がある場合は、これについても事業計画書に示すこと。

・アンケート

省エネアドバイス実施による二酸化炭素排出削減量を把握するため、県民にアンケート調査への協力を依頼すること。

(イ) 省エネアドバイザーの確保

省エネサポート事業者は、本事業の目的及び省エネアドバイザーが遵守すべき事項として別に定める「家庭の省エネアドバイザー遵守規程」の周知や、省エネアドバイザーの活動に対して指導・監督を行うこと。

また、省エネサポート事業者は、県内の家庭における省エネ等の取組について広範に普及を促していくため、省エネアドバイスを家庭に対して実施できる体制を整備すること。

(ウ) 県民からの問合せ対応等

省エネサポート事業者は、本事業の担当者を置き、県民一般及び省エネアドバイスを受けた者からの問合せ等に適切に対応すること。

(エ) 省エネアドバイスの年間実施規模

省エネサポート事業者は、県内の家庭における省エネ等の取組について広範に普及していくため、省エネアドバイスを家庭に対して実施できる体制を整備し、省エネアドバイス実施予定件数、アドバイザーの登録予定人数、活動区域等の実施予定規模を示すこと。

オ 次の(ア)及び(イ)に掲げる省エネアドバイザーの登録に係る書類

(ア) 実施要綱第10条第1項の規定による省エネアドバイザー登録申込書及び誓約書

(イ) 省エネアドバイザー登録証用の顔写真データ

縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのカラー写真で、帽子等を身に着けないで撮影した正面上半身のものであること。

また、ファイル形式は jpeg 形式とし、ファイル名を当該省エネアドバイザーの氏名とすること。

(2) 事業費の負担

省エネアドバイザーの統括、省エネアドバイス、県民からの受付・問い合わせ対応等、第2の(1)エの(ア)から(エ)に掲げる事項に要する経費は、省エネサポート事業者が負担すること。

ただし、省エネアドバイザーが省エネアドバイスを行う際に用いる県が提供する配布物及び省エネアドバイザー登録証の発行に要する経費は県が負担する。

なお、省エネサポート事業者及び省エネアドバイザーは、省エネアドバイスの対価として家庭からの診断料等を徴収することはできない。

(3) その他備えるべき要件

ア 公序良俗に反する事業、政治、宗教を主たる目的とした活動を行っていない。

イ 本事業を行うに足る経理的基礎を有する。

(認定方法)

第3 知事は、第2の(1)の内容について提出を受けたときは、実施要綱第7条第1項の規定により、省エネサポート事業者の認定をし、又はしない旨の決定を行い、申込者に対してその旨の通知を行うこととする。

2 知事は、前項における省エネサポート事業者の認定にあたっては、実施要綱第7条第2項の認定基準により評価を行うものとする。

(申込方法)

第4 第2(1)のアからエまでの書類に必要事項を記載し、第2(1)のオと併せて、以下の提出先に電子メール添付にて提出すること。なお、提出した時は、提出した旨を電話により連絡すること。

(提出先) 長崎県 県民生活環境部 地域環境課 温暖化対策班
〒850-0058 長崎市尾上町3-1 (長崎県庁6階)
電子メール s16080@pref.nagasaki.lg.jp
電話 095-895-2512

附 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。